

半田市議会オンラインによる方法を活用した委員会等運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、オンラインによる方法での委員会等（以下「オンライン委員会」という。）を開く場合の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本事項)

第2条 オンライン委員会は、委員等がオンラインによる方法で委員会等への出席を希望し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に開くことができる。

- (1) 半田市内の区域を含む地域を対象として、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置等が行われているとき。
- (2) 感染予防が推奨される社会情勢下にあり、委員等又はその同居する者が、感染症等により患又はその疑いがあるとき。
- (3) 大規模災害が発生し、委員会等の開会場所への参集が困難なとき。
- (4) その他やむを得ない事由として委員等が委員会等の開会場所に参集することが困難であると委員会等が賛成多数で認める場合

(対象委員会等)

第3条 オンラインによる方法により実施できる委員会等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 半田市議会委員会条例（平成3年半田市条例第33号）第1条に規定する常任委員会、第4条に規定する議会運営委員会及び第6条に規定する特別委員会。ただし、半田市議会委員会条例第20条第1項に規定する秘密会を除く。
- (2) 半田市議会議員の政治倫理に関する条例（平成15年半田市条例第41号）第5条に規定する政治倫理審査会
- (3) 半田市議会会議規則（昭和43年半田市議会規則第1号）第158条に規定する会議
- (4) 半田市議会政務活動費の交付に関する規則（平成28年半田市議会規則第1号）第5条に規定する政務活動費管理委員会

(オンラインによる出席の申請)

第4条 オンラインによる方法で委員会等への出席を希望する委員等は、原則として出席を希望する委員会等の開会日の前日（その日が半田市の休日定める条例（平成元年半田市条例第29号）第1条第1項に規定する休日（以下「市の休日」という。）である場合には、その前の市の休日でない日。以下同じ。）の正午までにオンラインによる委員会出席届出書（様式第1。以下「届出書」という。）を委員長等に届け出なければならない。

2 委員長等は、前項の規定による届出書を受理したときは速やかに審査し、第2条第1号から第3号までに該当すると認めるときは委員会等へのオンライン出席承諾書（様式第2）を交付し、同条第4号に該当すると認めるときは委員会等に諮るものとする。

(委員長等及び副委員長等のオンライン出席の取扱い)

第5条 委員長等がオンライン委員会に出席する場合は、副委員長等が委員長等の職務を代行する。

2 委員長等及び副委員長等がオンライン委員会に出席する場合は、年長の委員等が委員長等の職務を代行する。

(本人確認等)

第6条 委員長等は、オンライン委員会の開会及び再開する前にそれぞれオンラインによる方法で出席する委員等（以下「オンライン出席委員」という。）の本人確認を行うものとする。

2 前項の規定による本人確認は、映像及び音声により実施する。

(通信障害等が発生した場合の取扱い)

第7条 5分以上続く通信障害等が発生し、オンライン出席委員を映像により確認することができないときは、委員長等は、当該オンライン出席委員が退席したものとみなすことができる。

(オンライン出席委員の責務)

第8条 オンライン出席委員は、通信環境を良好に保ち、常に映像及び音声の送受信について支障のないようにするとともに、次の各号に掲げる事項を遵守し、適切な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(1) オンライン委員会には、原則として、当該委員の自宅又は事務所等から参加すること。

(2) オンライン委員会中は、オンライン委員会用に確保した場所に、当該オンライン出席委員以外の者を立ち入らせないこと。

(3) オンライン委員会に関係しない映像又は音声が入り込まないようにすること。

(4) 委員会等の録音及び録画を行わないこと。

2 オンライン出席委員は、オンライン委員会の開会予定時刻の30分前までに事務局職員と映像及び音声で支障なく送受信できていることを確認するものとする。

3 オンライン出席委員は、良好な通信環境を確保するため、必要に応じ、イヤホン、マイク、ヘッドセット等を準備すること。

(表決の方法)

第9条 オンライン委員会における表決は挙手により行うものとし、委員会等の開会場所に参集した委員等及びオンライン出席委員で同時に行うものとする。

2 オンライン出席委員は、賛成の意思が明確に判別できるよう、指先を上にした手のひら全体が映像に映るように挙手をするものとする。

3 オンライン出席委員がいる委員会等においては、投票による表決を行わない。

4 オンライン出席委員がいる委員会等での選挙は、指名推選による方法で行う。

(秩序保持に関する措置)

第10条 委員長等がオンライン出席委員に対し、発言を禁止する措置をとった場合、委

員長等は、当該委員の音声を遮断することができる。

- 2 委員長等がオンライン出席委員に対し、退場させる措置をとった場合、委員長等は、当該委員の映像及び音声を遮断することができる。

(委員外議員のオンラインによる出席)

- 第11条 委員でない議員がオンラインによる方法で委員会等に参加する場合については、原則として当該委員会等の開会日の前日の正午までに届出書を委員長等に届け出なければならない。

(説明員のオンラインによる出席)

- 第12条 説明員(執行機関又はその構成員をいう。以下同じ。)のオンライン委員会への参加は委員会等の審議、調査事項等に鑑み、委員長等が必要と認めた説明員が委員会等の開会場所に参集できないときは、オンラインによる方法で参加することができる。

(会議録)

- 第13条 オンライン委員会の会議録を作成するにあたっては、オンライン出席委員の氏名に加え、「(オンライン)」と付記するものとする。

(補則)

- 第14条 本要綱に記載のない事項は、通常の委員会運営において適宜協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

様式第1（第4条第1項、第11条関係）

年 月 日

議 長 様

委員長 様

氏名

オンラインによる委員会出席届出書

1. 委員会開催日

年 月 日（ ） 午前・午後 時 分

2. オンラインによる出席を希望する理由

☐緊急事態宣言又は感染症のまん延防止等の重点措置等が行われているため

☐委員等又はその同居する者が、感染症等により患又はその疑いがあるため

☐災害等の発生等

☐その他やむを得ない理由（ ）

3. 連絡先

（1）メールアドレス（オンライン会議へ出席するためのメール送付先）

（2）電話番号（通信状況の確認用）

4. オンラインによる出席を行う場所

☐自宅

☐事務所

☐その他（ ）

※本申請書に記載の個人情報は、オンラインによる委員会出席の目的以外には使用いたしません。

様式第2（第4条第2項関係）

年 月 日

氏名

様

議 長

委員長

委員会等へのオンライン出席承諾書

年 月 日付で届出のあった_____へのオンラインでの
参加については、下記のとおり承諾します。

記

1. 出席日時

年 月 日（ ） 午前・午後 時 分

2. 指定場所

（オンライン会議システムURL）

3. 参加方法

オンラインによる方法

※委員会等開会予定時刻の30分前までに、事務局職員との間で映像及び音声
が支障なく送受信できていることを確認すること。